

REPORT

信用保証レポート
Vol.116
令和7年3月号

◆掲載内容◆

- ・新たな保証制度のご案内
- ・事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度の取扱期間終了について
- ・期限の利益再付与に係る事務手続きについて
- ・保証事務説明会について
- ・残高証明書発行のお願い
- ・保証申込手続き電子化のご案内
- ・テクニカルショウヨコハマ2025で当協会の経営支援の取組みについて講演しました
- ・第2回創業セミナーを開催しました
- ・業務概況、各区分別保証状況(令和7年1月末)
- ・『起業家向け無料相談』窓口について
- ・通年ノーネクタイのお知らせ
- ・事務所のご案内

 川崎市信用保証協会

COLORS, FUTURE! ACTIONS
KAWASAKI 100th



Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市

表紙【夢見ヶ崎動物公園】
(川崎市幸区)

KAWASAKI
Frontale
©KAWASAKI FRONTALE

川崎市信用保証協会は、川崎市市制100周年、川崎フロンターレ及び川崎ブレイブサンダースを応援しています

新たな保証制度のご案内

令和7年3月14日に、「協調支援型特別保証制度」及び「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」を創設します。

「協調支援型特別保証制度」は、プロパー融資の同時実行または申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者を対象としたもので、国が信用保証料の一部を補助します。なお、本制度の取扱期間は令和10年3月31日保証申込受付分までです。

制度概要は次のとおりです。

協調支援型特別保証制度	
ご利用 いただける方	以下のいずれかに該当する中小企業者 (1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受ける方 (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）
対象資金	運転資金及び設備資金
返済方法：保証期間	一括返済：1年以内 分割返済：10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）
貸付利率	金融機関所定利率
信用保証料率※	(1) の中小企業者 ・保証申込日が令和7年3月14日から令和8年3月31日の場合 年0.23%～0.95% ・保証申込日が令和8年4月1日から令和9年3月31日の場合 年0.30%～1.27% ・保証申込日が令和9年4月1日から令和10年3月31日の場合 年0.34%～1.43% (2) の中小企業者 ・年0.34%～1.43%
担保・ 連帯保証人	担保 必要に応じて徴求。 保証人 必要に応じて徴求。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

※国補助後の事業者負担分。

担保・会計参与設置の保証料率割引は適用外。

条件変更保証料は補助対象外。

事業者選択型経営者保証非提供制度を選択する場合は、上乗せ分の保証料については補助対象外。

「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」は、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援するもので、国が信用保証料の一部を補助します。なお、本制度の取扱期間は令和8年3月31日保証申込受付分までです。

制度概要は次のとおりです。

事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度	
ご利用いただける方	産業競争力強化法等に規定するいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）
対象資金	事業再生計画の実施に必要な運転資金及び設備資金
返済方法：保証期間	一括返済：1年以内 分割返済：15年以内（据置期間は3年以内）
貸付利率	金融機関所定利率
信用保証料率※	年0.30% なお、経営者保証免除対応適用の場合も同率。
担保・連帯保証人	担保 必要に応じて徴求。 保証人 原則として法人代表者以外の保証人は徴求しない。 また、事業者選択型経営者保証非提供制度を選択する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。

※国補助後の事業者負担分。
担保・会計参与設置の保証料率割引は適用外。
条件変更保証料は補助対象外。

事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度の取扱期間終了について

「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度」は、令和7年3月31日保証申込受付分を持ちまして取扱期間が終了となります。取扱い終了に伴い、申込の集中も予想されますので、お早めにお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

【お問合せ先】	企業支援課	044-211-0501
	北支所企業支援課	044-850-0055

期限の利益再付与に係る事務手続きについて

期限の利益を喪失した債務者に対し、期限の利益の再付与を行うには、協会との事前協議等が必要です。期限の利益再付与に係る事務手続きは次のとおりです。

なお、ご不明な点等がございましたら、経営支援推進課にお問合せください。

①期限の利益再付与手続きを依頼

- ・期限の利益喪失事由の解消を確認し、期限の利益を再付与したい場合は、協会と協議してください。
 - ・期限の利益を再付与する方針となった場合、「期限の利益復活依頼書」を協会へ提出してください。
 - ・内容を精査し、期限の利益再付与に応じる場合は「期限の利益復活同意書」を送付します。
- なお、債務者の状況に応じて、条件変更により期限の利益を再付与する方法もございますので、その際は協会にお問合せください。

提出書類

- ・期限の利益復活依頼書（川信保様式第51号）*¹
 - ・期限の利益喪失事由解消が確認できる書類
 - ・期限の利益喪失通知（送付済みの場合）
- なお、預金（仮）差押が解除となった場合は「（仮）差押解除通知」と併せて、納付書の写しまたは分納合意が確認できる書類を添付してください。

②債務者との手続き

「期限の利益復活同意書」受領後に、「期限の利益復活に係る確認書」により債務者との間で期限の利益再付与の手続きを行ってください。

提出書類

- ・期限の利益復活に係る確認書（川信保様式第94号）*¹の写し*²

*¹書式は当協会ホームページの金融機関専用ページに掲載しています。

*²「期限の利益復活に係る確認書」の原本は金融機関にて保管してください。

【お問合せ先】 経営支援推進課 044-211-0504

保証事務説明会について

当協会では金融機関の皆様と連携を深めるため保証事務説明会を開催しております。令和6年度は、令和7年1月末までに28回、計43店舗と実施しています。

説明会を通じて、担当者同士「顔の見える関係」を築き、各種支援における疑問点等を解消していただくことで、中小企業者支援の充実を図りたいと考えております。

開催の方法、内容等についても柔軟に対応いたしますので、お気軽にお問合せください。

【お問合せ先】 企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

残高証明書発行のお願い

当協会と預金取引のある金融機関には年度末の預金残高証明書発行をお願いしております。今年度も令和7年3月末時点の残高証明書発行にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、依頼文書は3月中旬に発送いたします。

【お問合せ先】 総務企画課 044-211-0503

保証申込手続き電子化のご案内

「信用保証協会電子受付システム」を利用することにより、融資実行までのリードタイムの短縮等が可能となります。

令和7年1月14日にりそな銀行及び芝信用金庫、2月3日に世田谷信用金庫で開始したことにより、あわせて13金融機関で実施しています。

今後も順次拡大予定ですので、詳細や導入の検討につきましてはお気軽にお問合せください。

【お問合せ先】 総務企画課 044-211-0503

テクニカルショウヨコハマ2025で当協会の経営支援の取組について講演しました

令和7年2月5日（水）に、テクニカルショウヨコハマ2025の神奈川県中小企業診断協会ブースで経営ミニセミナーが開催され、当協会が行っている専門家派遣事業などの経営支援について講演しました。

当日は、中小企業や各支援機関等多くの方にご参加いただきました。



第2回創業セミナーを開催しました

令和7年1月16日（木）に、川崎市内で創業を予定している方や創業後間もない中小企業者を対象とした創業セミナーを開催しました。

本セミナーでは、開業後の税務対策や経営管理の進め方を中心に、中小企業者が苦労するポイントについて、どのように備えるかを税理士・行政書士・公認会計士の宮澤明宏氏にご講演いただきました。

また、セミナーの前後には、講師との個別相談会を開催し、参加者が抱える創業に関する悩みや課題について講師と1対1で相談できる場を提供しました。

【お問合せ先】 企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

単位:千円、%

	令和6年度累計		
	件数	金額	前年比
保証承諾	2,298	37,848,509	102.4
保証債務残高	15,527	174,624,271	94.1
代位弁済	236	2,881,555	108.8
回収	-	314,767	83.7

【保証承諾】

令和6年度保証承諾累計は、2,298件(94.9%)、37,848,509千円(102.4%)で、前年同月末と比べ、件数で123件減少しましたが、金額は885,182円増加しました。

・金融機関群別

保証承諾額は、地方銀行及び信用金庫で前年同月末を上回りました。

・業種別

保証承諾額は、製造業及び卸売業を除き、すべての業種で前年同月末を上回りました。

・地区別

保証承諾額は、川崎区、幸区、中原区及び多摩区で前年同月末を上回りました。

【保証債務残高】

保証債務残高は、15,527件(97.5%)、174,624,271千円(94.1%)で、前年同月末と比べ、件数で397件、金額で10,942,294千円減少しました。

【代位弁済】

令和6年度代位弁済累計は、236件(110.8%)、2,881,555千円(108.8%)で、前年同月末と比べ、件数で23件、金額で234,115千円増加しました。

【回収】

令和6年度回収累計は、314,767千円(83.7%)で、前年同月末と比べ、61,384千円減少しました。

各区分別保証状況（令和7年1月末）

1. 金融機関群別保証承諾状況

単位:千円、%

	令和5年度1月末			令和6年度1月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	51	1,480,660	103.1	28	802,294	54.2
地方銀行	91	1,787,471	66.1	96	2,155,438	120.6
第二地銀協加盟行	74	1,588,592	77.3	67	1,572,600	99.0
信用金庫	2,202	32,007,912	126.4	2,105	33,280,177	104.0
商工中金	3	98,692	246.7	2	38,000	38.5
合計	2,421	36,963,327	117.1	2,298	37,848,509	102.4

2. 金融機関群別保証債務残高状況

単位:千円、%

	令和5年度1月末			令和6年度1月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	809	13,986,813	83.8	678	11,013,652	78.7
地方銀行	1,199	20,269,885	85.9	1,119	17,382,055	85.8
第二地銀協加盟行	602	9,520,327	92.3	582	8,824,525	92.7
信用金庫	13,272	141,162,852	93.2	13,117	136,936,902	97.0
商工中金	42	626,688	90.5	31	467,137	74.5
合計	15,924	185,566,565	91.6	15,527	174,624,271	94.1

3. 金融機関群別代位弁済状況

単位:千円、%

	令和5年度1月末			令和6年度1月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都 市 銀 行	13	274,251	230.3	19	349,223	127.3
地 方 銀 行	12	156,336	53.4	22	463,124	296.2
第二地銀協加盟行	12	187,651	1976.7	17	334,933	178.5
信 用 金 庫	175	2,019,607	148.8	176	1,698,684	84.1
商 工 中 金	1	9,596	25.5	2	35,590	370.9
合 計	213	2,647,440	145.8	236	2,881,555	108.8

4. 業種別保証承諾状況

単位:千円、%

	令和5年度1月末			令和6年度1月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製 造 業	277	5,263,196	108.9	273	4,937,080	93.8
卸 売 業	199	4,041,080	104.0	161	3,730,475	92.3
小 売 業	384	4,599,139	101.6	375	4,768,933	103.7
建 設 業	819	12,786,413	130.2	749	13,575,368	106.2
サ ー ビ ス 業	514	6,355,877	118.6	513	6,389,125	100.5
不 動 産 業	131	2,260,402	108.0	132	2,406,910	106.5
そ の 他 の 産 業	97	1,657,220	157.4	95	2,040,618	123.1
合 計	2,421	36,963,327	117.1	2,298	37,848,509	102.4

5. 業種別代位弁済状況

単位:千円、%

	令和5年度1月末			令和6年度1月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製 造 業	29	430,851	138.3	38	664,544	154.2
卸 売 業	21	376,406	98.3	29	406,315	107.9
小 売 業	39	411,091	118.4	42	459,034	111.7
建 設 業	64	772,974	170.7	67	733,219	94.9
サ ー ビ ス 業	47	419,532	270.2	39	412,580	98.3
不 動 産 業	0	0	0.0	8	88,027	-
そ の 他 の 産 業	13	236,586	142.5	13	117,836	49.8
合 計	213	2,647,440	145.8	236	2,881,555	108.8

6. 地区別保証承諾状況

単位:千円、%

	令和5年度1月末			令和6年度1月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
川 崎 区	550	9,123,464	110.1	570	12,243,891	134.2
幸 区	258	3,858,172	124.6	237	4,049,208	105.0
中 原 区	374	5,140,524	106.6	381	5,798,440	112.8
高 津 区	420	6,782,410	124.7	369	5,774,670	85.1
多 摩 区	281	3,628,982	116.9	273	3,924,920	108.2
宮 前 区	338	5,294,595	115.8	286	3,962,880	74.8
麻 生 区	200	3,135,180	139.4	182	2,094,500	66.8
合 計	2,421	36,963,327	117.1	2,298	37,848,509	102.4

7. 地区別代位弁済状況

単位:千円、%

	令和5年度1月末			令和6年度1月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
川 崎 区	67	801,535	246.8	74	728,647	90.9
幸 区	27	293,181	139.5	24	475,555	162.2
中 原 区	28	374,668	114.0	32	468,305	125.0
高 津 区	19	171,507	71.3	39	510,264	297.5
多 摩 区	22	342,874	98.2	21	243,696	71.1
宮 前 区	26	354,057	107.8	33	331,600	93.7
麻 生 区	24	309,618	912.1	13	123,489	39.9
合 計	213	2,647,440	145.8	236	2,881,555	108.8

『起業家向け無料相談』窓口について

川崎市信用保証協会は、川崎市男女共同参画センターと連携して、川崎市内で創業を希望する方のご相談に対応するため『起業家向け無料相談』窓口を設置しております。

対象	川崎市内での創業希望者
相談日	平日
相談時間	9時00分～17時00分 (1回：45分)
相談員	川崎市信用保証協会職員
相談場所	次の3箇所からお選びいただけます。 ① 川崎市信用保証協会本所 ② 川崎市信用保証協会北支所 ③ 川崎市男女共同参画センター

お問合せ先
企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

通年ノーネクタイのお知らせ

SDGsのさらなる推進やお客様が親しみやすい雰囲気づくりを目的として、「通年ノーネクタイ」を実施しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

未来を拓く川崎の企業をサポートする

事務所のご案内



※本所駐車場について
当協会本所には駐車場がありません。駐車場をご利用の場合は、川崎駅東口広場公共駐車場(アゼリア駐車場)をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。



※無料シャトルバス (AM10:00～) について
乗り場：溝の口駅北口バスターミナル
9番乗り場「KSP行き」
※北支所駐車場について
当協会北支所の駐車場はKSP地下駐車場をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。

信用保証を利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません！

川崎市信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します

※反社会的勢力とは

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団等と密接な関係を有する者（いわゆる共生者、密接交際者）
- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

川崎市信用保証協会「信用保証レポート」
通 巻 第116号 令和7年3月1日発行(奇数月発行)
発行者 川崎市川崎区日進町1番地66
川崎市信用保証協会

